

判決年月日	平成23年10月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10022号		
○ 拒絶査定不服審判請求において、独立特許要件がないとして補正を却下とした審決が、独立特許要件の判断に誤りがあるとして、取り消された事例			

（関連条文）特許法159条1項，同法53条1項，同法17条の2第6項，同法126条5項，同法29条2項

（要旨）

本件は，原告が名称を「積層材料，積層材料の製造方法，積層材料のヒートシール方法および包装容器」とする発明につき特許出願をしたが，拒絶査定を受けたので，これに対する不服の審判請求をし，その中で特許請求の範囲の変更等を内容とする手続補正（本件補正）をしたところ，特許庁が本件補正を却下した上，請求不成立の審決をしたことから，これに不服の原告がその取消しを求めた事案である。

争点は，本件補正が独立特許要件（進歩性）を有するかであるが，本判決は，下記のとおり，原告の主張する取消事由はいずれも理由があるから，独立特許要件がないとして本件補正を却下した審決は誤りであると判示して，審決を取り消したものである。

記

本願補正発明と引用発明1との相違点が，審決が認定したとおり，「導電性層が，本願補正発明は，『高周波』誘導加熱により熱を発する『蒸着フィルムの基材フィルムに設けられた金属性導電材料からな』る『金属蒸着層』であるのに対し，引用発明1は，高周波誘導加熱によるかは明らかでない誘導加熱により熱を発する『アルミ箔層』である点」（審決9頁11行～16行）であることは，当事者間に争いがない。

この点に関し，審決は，・・・，引用発明1のアルミ箔層と，引用例2記載の上記金属蒸着フィルムとは，共に，流動性食品等の包装容器用積層体の分野において，誘導加熱による熱を発生させる導電性材料であり，そこで発生させた熱により熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるためのものである点で共通するから，引用発明1における「アルミ箔層」に代えて，ヒートシール性に優れたものとするように，引用例2に記載の「金属蒸着フィルム」を適用することは当業者が容易に想到し得たもの，との判断を示している。ところで，・・・，引用発明1の「アルミ箔層」とは，流動性食品などの内容物を充填する包装容器を形成するために使用される管状ウェブである多層構造体の一層であり，この多層構造体は内側から順にポリエチレンフィルム層，接着剤層，アルミ箔層，紙層及びポリエチレンフィルム層を積層したものであることから明らかなとおり，紙を構成に含むものであって，本願補正発明と同じく，アセプチック包装やチルド包装の容器にも用いられるものである。

しかし、引用発明 1 には、ウェブのアルミ箔に渦電流を流すことで、誘導加熱による熱を発生させ、この熱でポリエチレンフィルム層を溶融させてウェブを横シールすることは記載されているものの、ウェブのアルミ箔層に代えて、他の材料を使用することに関する記載や示唆を見出すことはできない。

一方、審決が指摘する引用例 2 には、・・・、ポリプロピレン（A）からなるフィルム表面に、金属（B 1）または金属酸化物（B 2）の蒸着薄膜が形成されている金属蒸着ポリプロピレンフィルムが記載されており、この「金属蒸着ポリプロピレンフィルム」は、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層であって、低温シール性及び耐ブロッキング性に優れている技術的事項が記載されてはいるものの、金属蒸着ポリプロピレンフィルムを高周波誘電加熱に用いることについては何ら記載されていない。

この点に関し、審決は、「この『金属蒸着フィルム』は、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層といえ、これは、従来知られていた『導電性等を付与するため』『金属・・・を蒸着したプラスチックフィルム』（摘示 2 b）を、『低温シール性・・・に優れ』（摘示 2 d）るようにしたもの、すなわち低温でのヒートシール性に優れるようにしたものであり、導電材料であるこの『金属蒸着フィルム』（にうず電流を流すこと）によって発生する熱である誘導加熱による熱でシールするもので、低温でのヒートシール性に優れたものといえる。」（審決 10 頁 12 行～19 行）と判断している。

しかし、引用例 2 には、「金属蒸着フィルム」に渦電流を流すことや、誘導加熱による熱でシールすることは記載されていない。そして、引用例 2 に記載されている「低温シール性」とは、段落【0031】及び【0032】の記載からみて、基材フィルムのポリプロピレンをメタロセン系オレフィン重合用触媒を用いて調製したことによって、低分子領域の成分含有率が少なくなり、低分子領域成分のブリードアウトが低減されたことに基づく性質である。

また、引用例 2 の【実施例】の記載によれば、メタロセン系オレフィン重合触媒を用いて調製した基材フィルムからの金属蒸着ポリプロピレンフィルム（実施例 1，2）が、従来技術であるチーグラ系オレフィン重合用触媒を用いて調製したもの（比較例 2）よりも、ヒートシール温度が低い場合の引張り試験結果が優れていることが示されていることから、引用例 2 に記載される「低温シール性」に優れるとは、ヒートシールする温度が従来よりも「低温」であっても「シール性」に優れることであるというべきであるから、審決の上記判断は誤りである。

以上のとおり、高周波誘電加熱に用いるために、引用発明 1 の「アルミ箔層」に代えて、引用例 2 に記載された「金属蒸着層」を適用することについては、何ら動機付けが存在しないというべきである。

したがって、引用発明 1 に引用例 2 を適用することによって、高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、「アルミ箔層」に代えて、「基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層」を置換することを、当

業者が容易に想到し得たとする審決の判断は誤りであるといわざるを得ない。